

第 4 1 9 回（臨時）福崎町議会会議録

平成 2 0 年 1 2 月 2 5 日（木）

午後 1 時 3 0 分 開 会

1. 平成 2 0 年 1 2 月 2 5 日、第 4 1 9 回（臨時）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 4 名

1 番	平 岡	武	1 0 番	広 岡	史 郎
2 番	難 波	靖 通			
4 番	釜 坂	道 弘	1 3 番	松 岡	秀 人
5 番	北 山	孝 彦	1 4 番	富 田	昭 市
6 番	福 永	繁 一	1 5 番	小 國	正 子
7 番	小 林	博	1 6 番	日 野	虔 介
8 番	石 野	光 市	1 8 番	宇 崎	壽 幸
9 番	東 森	修 一			

1. 欠席議員 3 名

3 番	宮 内	富 夫	1 7 番	高 井	國 年
1 1 番	吉 識	定 和			

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 中 塚 保 彦 主 査 澤 田 和 也

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	岡 本 裕	技 監	樋 口 和 夫
総 務 課 長	牛 尾 敏 博	企 画 財 政 課 長	近 藤 博 之
税 務 課 長	志 水 清 二	住 民 生 活 課 長	尾 崎 吉 晴
健 康 福 祉 課 長	高 松 伸 一	ま ち づ く り 課 長	志 水 利 雄
産 業 課 長	井 上 茂 樹	下 水 道 課 長	後 藤 守 芳
水 道 課 長	豊 國 明 紀	社 会 教 育 課 長	高 井 紳 一
学 校 教 育 課 長	山 口 省 五		

1. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の日程
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案上程・議案説明
- 第 5 質疑
- 第 6 討論・採決

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の日程
- 日程第 3 諸報告

- 日程第 4 議案上程・議案説明
日程第 5 質疑
日程第 6 討論・採決

1. 開会及び開議

議長 皆さん、こんにちは。

第419回福崎町議会臨時会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ことしも押し迫ってまいり、何かと気ぜわしい今日この頃であります。議員各位におかれましては、急な招集にもかかわらずご参集を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会に付議されます案件は、議案1件であります。

何とぞ議員各位には格別のご精励を賜り、慎重審議の上、適正妥当なる結論づけが得られますようお願いいたしますと共に、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願い申し上げまして開会のあいさつといたします。

ただいまの出席議員数は14名でございます。

定足数に達しております。よって、第419回福崎町議会臨時会が成立したことを宣告いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、本日の会議に高井議員、宮内議員、田郷会計管理者が欠席という届け出が出ておりますので報告をしておきます。

また、先刻開催いたしました産業建設常任委員会で資料の提出があり、皆様の机上に配付しておりますので、お目通しください。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長が指名をいたします。

2番、難波靖通議員
13番、松岡秀人議員
以上の両君をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2は、会期の決定であります。

会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。先刻、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、本日1日間という結論を得ております。

よって、本臨時会の会期は、本日1日ということとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定をいたしました。

日程第3 諸報告

議長 日程第3は、諸報告であります。

12月17日の第418回定例会以降、本日までの主要事項について日付順にご報告申し上げます。

事務局から朗読をして報告いたします。

事務局 12月18日、全員協議会を開催し、総合計画後期見直し案について説明を受けました。また、同日、民生常任委員会を招集し、株式会社橋本清掃に係る合特法に基づく業務転換支援実施要望について調査いたしました。

12月19日、エルデホールにおいて、感謝の夕べが開催され、議員多数が参加いたしました。

12月22日、姫路キャッスルホテルにおいて、JR姫路駅付近高架完成記念式典が開催され、議長が出席いたしました。

12月25日、産業建設常任委員会を招集し、有限会社アケボノ企画との損害賠償等請求控訴事件の判決結果について説明を受けました。また、先ほど議会運営委員会を招集し、第419回福崎町議会臨時会の運営について協議いたしました。

議長 以上で諸報告を終わります。

日程第4 議案上程・議案説明

議長 日程第4は、議案の上程であります。

議案第92号、損害賠償等請求事件の判決受入れとその執行方法に関する調停申立てについてを議題といたします。

これから上程議案に対する町長の提案理由の説明を求めてまいります。

町長 年末に何かと気ぜわしいこの時期に、第419回福崎町議会臨時会を急遽招集することになりましたことを、まず最初にお詫び申し上げます。

年末年始の長い休日に入りますが、その前にどうしても議決いただかないといけない案件が出てきたわけですが、急な招集にもかかわらずご参集いただきましてありがとうございます。

さて、議案第92号は、損害賠償等請求事件の判決を受入れることとその判決の執行方法に関して調停を申立てることについて議決を求めるものであります。

明石市の法人有限会社アケボノ企画とは、かねてより係争中でしたが、一審では町が全面勝訴したものの、二審では相手から求められている損害賠償金の一部を支払うという判決がこのたび出されました。この判決を受けて顧問弁護士を含めていろいろと検討し、協議した結果、次の2点の方針を決定いたしました。

一つは、最高裁判所への上告受理の申し立てはせずに控訴審判決を受け入れるということです。上告審は、控訴審の内容が憲法や法律に違反しているかいないかを審議するいわゆる法律審ですので、本件のような場合では法律上の上告理由がないということであります。法を守るべき地方公共団体が法律上の理由のない上告を無理に承知で進めるということは、単なる引き伸ばし工作だと非難を受けることは必至です。このような理由から、控訴審判決を受け入れることを決断いたしました。

もう一つは、控訴審判決では言及していないさまざまな問題の解決を図るために控訴審判決を尊重した民事調停の申し立てを行うことです。もちろん相手方にも尊重をしていただきたいと考えております。

相手方との間には、フロヤ池泥土撤去のほかにも土地の境界の確認、水路の設置、地目変更といった兵庫県や地元集落などを含めた課題が多く残っています。控訴審判決を受け入れ、その執行方法についての民事調停の申し立てを機に、これら多くの問題も円満な協議による抜本的な解決を図っていきたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。十分ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

議 長 ただいま町長から上程議案の大要の説明が終わりましたので、これから詳細説明を求めてまいります。

それでは、議案第92号、損害賠償等請求事件の判決受入れとその執行方法に関する調停申立てについて、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

産業課長 失礼いたします。

まず最初に、資料の訂正をお願いしたいと思います。産業課資料の1ページの左側の表の一審、上段の方でございます。請求内容の中の2番目、汚泥の撤去(フロヤ池回収改修に伴うとなっておりますけれども、前の回収という字を二文字抹消していただきたいと思います。

それと5番目の上記完了までのC地区となっておりますけれども、Dに変えていただきたいと思います。

それでは、議案第92号についてご説明を申し上げます。

概要につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。経緯について説明をさせていただきますけれども、町長の話の中での重複する部分が多々あるかもしれませんが、ご了承いただきたいと思います。

まず、場所につきましては、産業課資料の4ページの右側の上段の方に丸で囲んでいるところでございます。東大貫区から亀坪区に至る途中のところでございます。

それでは、経緯についてでございますけれども、別に追加資料を提出させていただいております。このアケボノ企画との事件に係る経緯についてということで、この資料によりまず説明をさせていただきたいと思います。

林道笠形線の福崎町分につきましては、平成2年から事業着手が行われております。平成2年には用地買収に入り、平成3年から工事に着手し、平成14年に完了をいたしました。県と福崎町につきましては、アケボノ企画へは平成3年5月より残土処理地についてお願いを行ってまいりました。この表の中、一番上段ですけれども、平成4年3月10日にはこのアケボノ企画の所有地の用地買収について契約を締結させていただいているところでございます。

とばしていきますけれども、平成10年10月の欄では、フロヤ池の残土搬入ということで、平成10年度単年度で行っております。したがって、残土の件につきましては、平成10年10月ごろから平成11年3月ごろにかけて行われております。このフロヤ池の位置につきましては、産業課資料の4ページをご覧くださいと思いますけれども、播但道の東側、妙徳山の横の東側にある池で、小さい字でフロヤ池と書いてありますこの池でございます。

続きまして、平成12年12月15日に農業委員からの通知ということで、地元農業委員さんから残土につきまして委員会の手続がされていないということで指導を受けております。この12年12月までは、町なり県なり、アケボノ企画

とは良好な関係でまいっておりました。この農業委員さんからの指導によりまして、農業委員会に対する指導が入っております。兵庫県につきましては、兵庫県が事業主体として行っており、農地転用については、許可権限者であるということから申請は不要であるという見解のもとで進めておられました。

しかしながら、福崎町農業委員会では、地目の転換届けというものが要綱で定められており、届け出の指導を行ってまいったということでございます。届け出につきましては、地元の水利関係者、それから、地元の同意が必要で、地元といたしましては先行して埋められているので、境界等が確認できず、県または町なりが調整に入ってきたということでございます。そのような中で、届け出につきまして農業委員会が指導をされております。

平成13年の7月1日につきましては、このフロヤ池の改修に伴う残土につきましても町が入れているわけでございますけれども、そのことにつきましても町の手続がされていないということがわかってきております。それも、また農業委員会の指導を受けながら進んでまいっております。

平成14年2月12日につきましては、地元の農業委員さんの後押しもございまして、町道の西側部分、産業課資料で言いますと、3ページの真ん中に町道が走っておりますけれども、西側のA地区につきましては農地の地目転換の届け出がなされております。平成14年6月にはアケボノ企画から境界明示、町が埋めた盛り土の撤去ということで内容証明が届きまして、町といたしましては弁護士さんと相談しながら協議を進めているところでございます。

その後につきましても、農業委員会から指導を受けながら進んでおります。平成16年4月8日には地元区、また役場等について民事訴訟の準備中であるというような話がまいってきております。実際には平成18年6月5日、その後調整を続けておったわけでございますけれども、平成18年6月5日にアケボノ企画から町に対して損害賠償等訴訟をされてきております。

これを受けまして、産業課資料の1ページの左側をご覧ください。

請求内容につきましては、上の一審の表をご覧ください。請求内容が6件ございますけれども、その主なものにつきましては、林道残土を含むすべての土砂の撤去ということで、場所につきましては産業課資料の3ページのA、B、C、Dということで全地区が対象となっております。フロヤ池の改修に伴う残土、汚泥の撤去という場所につきましては同じ資料のD地区、またはA地区となっております。損害金等4,195万円の請求で各A、B、C地区の見込まれた果樹収入等の逸失利益となっております。

一審につきましては、平成18年7月10日、第1回口頭弁論が始まり、平成20年2月25日判決が言い渡されました。判決文を産業課資料の2ページにつけておりますが、全面勝訴となっております。判決の詳細資料につきましては、事務局に備えつけさせていただいております。その後、アケボノ企画が、平成20年3月10日に控訴され、平成20年6月3日に二審の第1回弁論が大阪高裁で始まりました。第3回には裁判官から和解勧告がされましたけれども、金銭の支払い、フロヤ池の残土撤去に固執され、歩み寄りがなく、和解は不成立となっております。

そして、第5回判決言い渡し平成20年12月18日にございました。判決の内容は、資料1ページの右側のとおりでございます。判決の詳細資料につきましては、事務局に備えつけさせていただいております。内容は、町長も言われましたけれども、全面勝訴から一部変更され、A地区とB地区のフロヤ池の泥土の撤去77万5,000円及びこれに対する金員の支払い、それから、フロヤ池の汚

泥の撤去が完了するまでの間の金員の支払い、その他の請求をいずれも棄却する、また、訴訟費用につきましては第一審、第二審を通じて4分の1を町の負担とするというものであります。上告する場合には、判決文を受け取った次の日から2週間以内に上告しなければなりません。最終日が土日、国民の祝日の場合は次の日となります。判決文を19日に受け取りましたので、年末年始の関係もあり、期限が1月5日となりますので、本日臨時議会の開催をお願いしたところでございます。弁護士と相談の結果、上告にはなじまないということで、また趣旨にも書いてございますけれども、控訴審判決の土砂の撤去も仮にしたといたしましても池のような大きな穴が残るのみであり、それ以外にも土地の境界確認等課題が山積しており、それらの解決も含めて相手との協議を進めるため、民事調停を申し立て、円満な協議による抜本的な解決を図ろうとするものでございます。

今回の原因につきましては、残土を入れることにあたり合意があったかどうかということが焦点となりましたけれども、文書等で残していなかったため、言葉だけでは証拠として扱ってもらえませんでした。このことにつきましては、深く反省し、お詫びを申し上げます。今後につきましては、何事にも文書で残していきたいと考えております。

議 長 以上、ご理解を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
長 以上で、上程議案に対する説明が終わりましたので、次の日程に進みます。

日程第5 質疑

議 長 次の日程は、議案に対する質疑であります。

それでは、議案第92号、損害賠償等請求事件の判決受入れとその執行方法に関する調停申し立てについて、ご質疑がございましたらどうぞ。

1 0 番 先ほど聞きまして、この追加資料とかいう訴訟事件にかかわる経緯という長い平成4年3月10日から判決言い渡しの20年までの16年間のいきさつが書いてありまして、さっと眼を通しただけなんですけど、これを見ておりまして、それから先ほどの課長の文書なんかを見ておきますと、最後に今後のこういうことは文書で残したいと言われましたが、途中で地目転換は最終的には県の認可なんで、県の工事は書類を農業委員会に出さんでもいいんだというような話がありました。その辺の関係で、結局そのところが一番の問題で、いかなる県の声といえども、やはり農業委員会というのがあるんですから、地目転換については、この中では境界の立ち会いが当然要るわけですし、地元の立ち会いが要るわけやから、それをしてなかったというのが根本原因ではないかと思うんですが、その一番最初の平成10年10月、フロヤ池残土搬入までのこの林道のこのあたりからもう既にいわゆる農業委員会には全くそういう書類を出さずにされたわけですか。それが出ておれば何もこんな問題はなかったと思うんですが、その辺のいきさつをもう一回説明いただけますか。それと、何で出なかったのか。

産 業 課 長 兵庫県につきましては、農地転用につきまして県知事の許可権限であるということで、そういう手続は要らないという見解でその当時はおりました。ところが、福崎町におきましては、福崎町独自で地目の転換につきましては、ここは農地でございまして、将来残土で埋めて、そのあと梅の木を植えて果樹園にするというような目的があったようでございますので、地目の転換届けを出していただきたいということで申し入れをされたものでございます。

先ほど言われましたように、これまでの手続はしてなかったというのが現状でございます。

1 0 番 すると、わからんのが、地元できちっと手続出てないということを見守るのが地元の農業委員の役目ですね。ここを埋めたりとか。それが平成12年12月15日に地元農業委員から通知があったわけですね。

ということは、この農業委員さんは一切そういう書類が出てない埋め立てのフロヤ池、このフロヤ池は町の残土やね、その確認と、ここで通知があったのにすぐに対応できなかった、しなかったと。それはどうしてですか。この12年12月15日に地元農業委員から通知があったということは、これの埋め立てに関しては農業委員会に出ていないということですね、わかったわけですね。農業委員会の方は出すようにという指導をしたんじゃないですか。その次の平成13年1月5日には、農業委員会も同行するということもありますし、このときにどうしてすぐ書類の整備の指導ができなかったわけですか。

産業課長 農業委員会といたしましては、当然ながら、県の方に対しましてそういう届け出が必要なので届け出をしてほしいという申し入れをしております。しかしながら、許可権限者であるということで、その理解に少し時間がかかったように思います。

それと、フロヤ池の残土につきましては、この13年7月にフロヤ池の残土も一緒に処理がされているということが判明したということでございます。当然10年度でフロヤ池の残土を処理しておりますので、その時点から発生しておるわけですが、農業委員会におきまして、その部分が町の行った事業の中のフロヤ池の改修に伴う残土がこの該当地にも発生しているということがわかったということでございます。

1 0 番 ちょっといきさつを整理してるんですが、県の方がどうやったかということで、今先ほど最終的には県の認可なんで地目変更の申請のことを云々と言われてましたが、それをしていない上に、その林道の残土の上に町がフロヤ池の残土を入れたと。それで、それに対して申し入れがあったかなかったという口頭だけでのということですね。

だけど、そういう町の残土をほかすんでしたら、当然言うて連絡して契約書類というのは当然必要で、人の土地に電話一本で勝手にほかす、向こうはいいかどうかわかりませんが、当然、後から言われることを思えば、契約書類はちゃんとその時点で、農業委員で調べていると、そのもとの林道の埋め立てから出てないんだというのがわかったと思うんでね。結局そのところでの今、町長が言われた、法を守る、町が法を守らなんだというのが一番の原因と認識してよろしいわけですか。

産業課長 今、議員さんの言われたとおり、当然このフロヤ池に関する残土の処理場に付きまして、町といたしましては、手続を行っておりませんでした。

したがって、当然それにつきましては、もうお詫びを申し上げるしかございません。

1 0 番 もう一遍、池の改修工事は産業課ですね。その当時は。フロヤ池の改修担当はどこがされたんですか。農業委員は産業課にももちろんありますね。その辺での連携で当然わかりそうなものなんですが、それがわからなかったという点も含めて。

町長 私の知っている範囲では、福崎町の担当者もこの松本良英さんと十分話し合いをして合意を得ていたと、このように主張をしております。

したがって、私も電話一本でほかしたというふうには思っていないんです。そのときには十分話し合いがあって合意をしてもらったからほかしたと思っておりますけれども、ただ、残念ながら契約書を交わしていないということから、こういうふうに訴えられますと、大変そのときはそうであったと思いますけれども、ほ

んなら今どうなのかというて契約書はと言われますと、これは残念ながらということでもありますから、今後こういった事柄については、一つ一つ丁寧な法的な手続を踏み、契約書を残し、あるいは日記にでもきちきちそのときのことを書いておれば、それは証拠として採用されたと思うんですけれども、そういった意味からいたしますと、時系列に日記を書いていくということをこれからは励行しておらなければいけないのかなと考えているわけでもあります。

ちなみに、今回第一審で全面勝訴となっておって、そして、第二審でこのように若干後退をしたということになっているわけではありますが、全面的には多くの場所では控訴人の申し立ては棄却されておりますし、物すごい量の四千幾らというお金の請求についても77万円となっているわけなんです、一番大きな争点として裁判官が認識をいたしましたのは、私が聞いている範囲ではですね、1枚の写真が出てきたということでもあります。その写真には、うちの証言に立った職員は、きちきちと日記を書いておればそういう思い違いはなかったと思うんですけれども、梅の木があったということなんです、その写真には梅の木が写っておらなかったということが大きな争点となり、そこは事実とかなり違うではないかということが裁判官の心証を大部分は町の言い分は認めるけれども、その部分についてはちょっと認めるわけにはまいらないという方向が打ち出されたとは私は聞いているわけでもあります。

1 0 番 それと、もう一点、疑問に思いますのが、産業課の資料の2ページに一審がありますね。これ見てますと、福崎町の方は町長の下に藤田和也、町の顧問弁護士以下、川崎志保、岸本悟3人でされてますが、高裁の方を見ますと川崎志保1人でなってますね。どうしてそのままの、これは一審で勝てたからもう高裁ではべっちゃないということで、もう代理人一人だけでということも原因ではないでしょうか。どうして同じように3人でされなかったのか。

町 長 そのこのところは3人ですかというふうなところまでは検討をしておりませんで、一審で勝訴をいたしましたということから、1人の方でやっていただいたということでもあります。

しかし、どんな方がなれようと、裁判官の心証をきちっと100%満たすだけの内容がこちらに乏しかったということでもありますからこのような結果になったのではないかと考えています。ここで弁護士をたくさん立てておったから勝てたかどうかという100%それがよかったかどうかということには、私は裁判のことですから、裁判官がどのように判断されたかはわかりませんが、結果としてはこのような結果になったということでございます。決して町がこのことについて手抜きをしたという思いは持っていないわけです。

1 0 番 それと、参考的に、この一審、二審での裁判費用ですね、4分の1を町が負担ということになってますが、どのぐらいになるわけですか。

産 業 課 長 この訴訟費用、第一審、第二審を通じてということでございますけれども、4分の1を町が負担することですけれども、概略4分の1としますと8万6,000円ほどとおもっております。

町 長 裁判費用につきましては、まだ確定はしておりませんので、今金額を申し上げますと、そこで違っていたということになろうと思います。しかし、相手方は弁護士を立てずにやっておられますから、裁判費用というのはそう多くないということです。

したがいまして、今8万と言いましたけれども、これが8万というのがひとり歩きいたしますと、あれ違とったではないかというふうになりますので、そういった事柄を勘案して、きちっと計算されたもので4分の1が請求されてくるだろ

うと思っております。

ですから、先ほど8万と言っておりますから、それが100万になるとか、そんな大きなことにはならないだろうと。裁判費用を先ほどのことでしたら印紙だけの計算ということになると思いますが、そうではなしに、どこまで裁判費用としてカウントされるのかというのは私たち素人にはまだわかっておりませんので、そんなに多くはないとは思いますが、さっきの8万で済むのかどうかということは、そういった事情でよくわからないということでもあります。

1 0 番 費用の件はちょっと後として、もう一点だけですね。この議案書の最初のページ見てますと、下から6行目か5行目ですね、本件の争いが数年にわたって解決できなかったのは、損害賠償の要求があまりに不当に高額で、かつ裁判所の和解勧告に相手方が応じずというふうになってますが、一切話し合いに応じない、とにかくどけてくれと。金額はこれで判決になった場合、向こうの方から要求された場合はなと思うんですが、それについて、今度調停申し立てで話は進む可能性がありますか。

町 長 人間がこの世で起こしたことですから、永遠に続くということは私はないと。どこかで歩み寄りがあるものと。そして、また歩み寄りをしなければこんなものをずっと続けていくわけにはまいらないと思います。どれほど相手が残土を処分する費用をカウントされるのか、もろもろの計算費用はこれから誠実に相手方をお願いをしながら話し合いを続けてまいりたいと。もう判決が出ているわけですから、こちらが誠実な対応で相手方と話し合いを進めさせていただくということになるかと思っております。ぜひ話し合いを進めて、これはすっぱりと終結をさせたいというのが私の思いでございます。

1 0 番 それと、裁判費用はそのぐらいということになったんですが、あとこれからの費用、それから弁護士のいろいろな相談費用ですね、それから、もし一部でも泥土を撤去となれば、その費用もかなり要ります。そもそも発端は、法を守らなかったと。きちっと契約交わすなり農業委員会を通じてきちっと県の工事でも地目の転用の届けを出す。ということは当然所有者が出す、農業委員会に地目の転用の。アケボノ企画から一応県が土を入れるとなっても所有者が農業委員会に申請をして、埋め立てますということで申請して農業委員なり地元区が水路の立ち会いをして許可をもらって埋めるのがほんとですね。そういうのをそもそもしなかったということで、結局はこの町の仕事、担当者はいろいろとあると思うんですが、町の中で損害を与えたということになりますと、当然このすべての責任というのは、しかも裁判所がその証拠の写真があるということを今、町長言われましたが、町にもいくらか過失はあるということになると、やはりこれは最終的には町長のこの法的に責任があるということを裁判所が言うたわけですから、それに対して町長は謝罪のほかに具体的に何かどういうふうに謝罪の意をあらわす、住民さんにも説明するためにですね、何か考えておられますか。

町 長 当然、私以前の問題もありますが、問題のフロヤ池については私が就任した問題でございます。当然責任はあろうと思っております。

しかし、今ここでどういうふうにするのかということころまではきちっと考えてはおりません。しかし、自分自身の責任というのは痛感をしておりますから、それは担当課や、あるいはほうぼうの皆さんと相談しながら自分の態度は決めていかなければならないだろうと思っております。

1 4 番 ちょっと書類を見ておりましたので遅くなりまして、申しわけありません。

この問題につきましては、アケボノ企画との訴訟の問題だというふうに判断をしているわけなんです、平成13年の5月10日ごろから盛んに西大貫区への

施行の同意協議とかその分が載っておりまして、西大貫区の区長さんとか西大貫区というのが非常に数多く載っているわけなんですね。この一つの自治体が、こういう問題にかかわっているということは、何でこんなふうに西大貫のことがこの時系列に載っているのか、その辺の説明をお願いいたします。

産業課長 この西大貫区につきましては、残土処理が行われました該当地が西大貫所属であるということから、先ほどから出ております地目の転換、農地転用等につきましては、地元の水利管理者、それから地元区の同意が申請には必要でありますので、それを求めています。そういう中におきまして、地元区といたしましては事前に着工しておる、低いところを埋めてしまっておりますので、隣接の道路、水路等の境界がわからないということから、わかるようにして、極端に言えば、取り除いて一度確認してからしてほしかったというようなことで、その辺の調整を図っているものでございます。

1 4 番 この13年5月10日ごろですね、西大貫区長から依頼がありまして、同意印をもらっているわけなんですね。そして、その残土置き場についてもいろんなことが指摘されているわけなんですけども、そうなりますと、この西大貫の自治体そのものにも若干のそういう過失があったじゃないかなと思うんですけども、その点は怎么办呢か。

印鑑を押して認めているわけなんですね。町と同じように西大貫区の自治会そのものもこれに関与しているような感じを受けるんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

産業課長 この13年の西大貫区の同意と言いますのは、林道工事に伴います林道の工事につきましても西大貫区の所属の山林を通っておりますので、その分につきまして同意をいただいているものでございます。残土処理地によります同意ではございませんでして、この地目の転換届けにつきましては、平成14年2月に道路の西側、A地区でございますけれども、その分につきましては地目転換の届け出が出されているところでございます。

1 4 番 その経緯が、この16年4月8日まで結局かかっているわけなんですね。13、14、15、16という形でもって。そして、そのときに民事訴訟の準備中であるけれども、相手は西大貫とか役場とかという文言が載っているわけなんですけど、これはどういうことなんですか。説明をお願いします。

産業課長 ちょっとさかのぼりますけれども、平成12年12月15日というところ、農業委員さんからご指導を受けておるわけですけども、平成12年12月につきましては、福崎町の行いましたフロヤ池の残土は平成10年度におきまして埋め立てをしております。平成12年12月につきましては、この先ほど言いました14年に出されておる地目転換届けA地区も埋まっております。また今、地目転換が出ておりませんけれども、B地区、C地区、D地区ですね、町道から東側につきましても残土を埋めておりまして、この平成12年当時は、この東区のB地区に残土が山盛りされておったということから、A地区につきましては14年に地目転換の届け出がされておりますけれども、B、C、D地区につきましては、まだ届け出がされていない状況でございます。

したがって、当然その東地区につきまして、境界の明示とか水路等の立ち会いがされていないということから、平成16年に区とか役場に対しまして訴訟の準備中であるということにつながってきております。

1 4 番 最後にもう一点だけお尋ねいたします。

先ほどの1枚の写真が出てきたということでありますけども、この流木が写ったということなんですけども、その出どころはどこなんですか。写真の出どころ。

- 技 監 この写真の方は、県の林道事務所の工事写真が出どころでございます。
- 7 番 日記をつけてなかったということですが、では、この経緯の表はどういうふうにしてこの日付まで入れてつくられたわけですか。
- 産 業 課 長 フロヤ池の工事の担当の者が日記を余りつけていなかったということで、フロヤ池の残土整理につきましては、あまりこの中には入っていないようにわからない部分が多々あります。そのほかのこの表に係る部分につきましては、他の職員、林務係、用地係等がつけておったものを整理したものでございます。
- 7 番 大体どこの会社でも団体でも、その日の作業報告というのは書くと思うんですけども、それがやられていなかったということになれば、もう何とも言いようがないわけですが、前にこの関係で何か水路か何か議案が出たことはなかったんですかね。どうですか。
- 産 業 課 長 私は覚えがございません。
- 7 番 たしか前に1件この付近のことで水路工事が何か出たことがあるような気がするんですけどもね。初めてじゃなしに何かあったような気がしますね。ありませんか。
- 町 長 調べてそういうふうに言われると、改めて調査をしてみたいと思います。
- 先ほどの富田議員の質問でありますけれども、13年ごろまでは良好な状態であったということで、農業委員会からいろいろご指摘がありまして、このアケボノ企画もその良好な状態にしようということで随分努力されたという経緯はあるわけであります。
- しかしながら、この良好な状況にしようと思いますと、地元の方々の協力がなければこれはできない。立ち会いに参加していただくとか、そういった協力がないと立ち会いがなかなか進まない。立ち会いが進まないために水路でありますとか、いろんな問題でなかなかアケボノ企画が協力を改善しようと思われる事柄についても前進しなかった。その前進しなかったということが、結局は町の方にその矛先が向けられてくるというふうになったということは、私たちといたしましても大いに反省をしているところであります。
- 最初から一つ一つきちきちと進めておけばこうにはならなかったわけでありましてけれども、事を進めようと思いますと、関係者全部が協力しないとこれは進まないということで、町も頑張るがアケボノ企画も頑張る、地元区も頑張るという三者の協力体制が確立いたしませんとなかなか事は進まないということでありますから、私どもはこうした地権者、そして地元区の協力、そして町の一層の努力ということを今後、一層心がけていかなければならないということが最大の教訓であるわけです。
- 7 番 このA及びDの面積は幾らですか。
- 産 業 課 長 Aにつきましてはちょっと。Dにつきましては336㎡でございます。
- 7 番 こういう議決をするわけですから、面積とかフロヤ池の工事経過から言いますと、フロヤ池というふうに書かれておるわけですから、この工事で運び込まれた土量というのは、記録としてもフロヤ池の工事関係で残っていきやならんと思うんですね。そういうものはないんですか。面積をぜひ出していただかないと、我々議決するに当たって、面積も何も聞いてへんがなという格好で、手をあげるというわけにはいきませんので、数字をちょっと調べていただだけませんか。
- 議 長 しばらく休憩いたします。



休憩 午後2時25分

再開 午後2時33分



議 長 会議を再開いたします。

産 業 課 長 面積でございますけれども、A地区につきましては3,830㎡、B地区につきましては2,182㎡、C地区につきましては668㎡、D地区につきましては336㎡でございます。

7 番 そのフロヤ池の工事関係の書類はないんですか。それがあれば、どれだけの土を搬出したかということはわかるんじゃないかと思うんですけど。

産 業 課 長 この持ち込みの残土量につきましては、約1,100㎡というものが出ております。ただし、このフロヤ池の浚渫工事につきましては、町単独の事業ということで5年保管となっております、関係書類等はございません。

7 番 これだけずっと経過があって問題になっておるわけですから、当然置いておかなきゃならんと思うんですがね。これだけずっと経過があって、いろいろ協議をやったり問題がずっとあって話し合いもずっとやっておるというそういう状況の中ですから、この関連する資料は置いて当たり前だと思うんですけどね。もう5年たったから処分するというのはいかがだと思うんですけどね。

町 長 その点についても私どもは反省しているところでございます。5年たったからもうそれがなくなっているというのは、この物事の経過からいたしますと、当然保管処置をしておっておるのが当然かと私も思います。

しかし、残念ながら、その書類がなくなっているということについては、これもひっくるめまして、先ほどの広岡議員のご指摘ではありますけれども、これも町の指示不足ということかなと反省をしております。

7 番 おおよそどれぐらいの土量というふうに考えられておりますか。これだけ裁判もあったわけですから、ほぼ見当はつけられておると思うんですが。

産 業 課 長 先ほど申しましたけれども約1,100㎡でございます。

7 番 トラックにしたら何台分ですか。

産 業 課 長 11tで200台ぐらいだと思います。

7 番 フロヤ池というのは、そんなにたくさんの土が出る池だったんですか。ちょっとよくわかりませんで。地図で見たらそんなに大きな池のようには見えないけれど。

産 業 課 長 ため池の堤体、堤防ですね、また樋管は縦割りをしておりますので、それプラス池の中の泥の浚渫ということになります。

1 0 番 先ほどの町長答弁の中で、平成10年、12年ごろまではアケボノ企画との関係は良好だったということで、そのあと地元区の農業委員会の通知とか、あるいは同意施行が必要になったということで関係が築いてきたようなことも書いてありますが、聞いたところによりますと、アケボノ企画が町に対して訴訟をする前に西大貫なり農業委員会に対してした裁判、告訴されたことがあったと思うんですが、それが多分途中で、それは和解ですか、それとも取り下げになったんですか。それをきちっと相手方が取り下げているならば、地元なり農業委員会の言うことも正しかったということにもなりますので、その裁判があったと思うんですが、その結果はどんなんですか。

副 町 長 アケボノ企画は、西大貫区並びに農業委員会事務局職員を含めた形で訴訟を起こされたように聞いております。その結果につきましては、一審で敗訴、二審では控訴いたしました但棄却というように聞いております。

1 0 番 ということは、農業委員会なり地元の言うことがほんとは正しかったということになるわけですから、再三しつこくなりますが、確認の意味で今、質問したんですが、やはり町からの農業委員会に出すそういう書類なりが不備だったという

ことを再確認しておきたいと思うんですが。

副 町 長 今回の控訴審の判決にもありますように、このフロヤ池のため池改修工事の残土を搬入する旨の合意があったのかどうかということではありますが、これら等相手方との主張が違いまして、その点に関して合意があったと主張する被告の福崎町の方が、その立証責任を負担しておるということで、それが証明できないというところがありまして、いわゆる51%分が証明できれば福崎町の優位、逆に50%、フィフティ・フィフティであれば証明できないと、立証責任が果たすことができないというような形になっております。

当然、西大貫区との訴訟の間においても、そういった事柄があつてというように聞いておりまして、その中におきましてアケボノ企画が立証できなかったという点が争点だったと思います。それは私どもの職員がフロヤ池の残土搬入に対してその認否があったかどうかという事柄について、あつたというのが私どもの職員の意見でありまして、それらも西大貫区との関連を含んだ中では、その内容等々事実確認というものの、これはわかりません。

7 番 今から交渉ということにはなるんでしょうが、大体この判決どおりということになりますと、概算どのぐらい我々は覚悟しておいたらいいわけですか、金額的に。

副 町 長 判決が出ておりますので、このまま受けるという形になると思います。しかしながら、町長が申し上げましたように、それらについて本日の議案にもお願いしておりますように、フロヤ池の泥土の撤去、また、他の方法等々も含めまして、調停を図っていきたいということでもありますので、その点については、今からが話し合いということですので、わからないということです。

ただ、この中におきます分野の控訴審における分野については、ここでわかっておりますのが、例えばフロヤ池の泥土、これを1,100m³といたしまして、撤去する費用並びに損害賠償金の77万5,000円プラス年5歩の罰則ですか、そういったことについては計算できると思います。

しかし、他の、例えば水路部門は県にやっていただける。しかし、他は町がやらなければならない、そういったような形の中で、どこら辺で落ちるのか。マックスで考えるのか、そうでないのかという部分もありますし、全く計算ができていない部分もありますので、ここでちょっといくらかということは申し述べることはできません。申しわけございません。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
以上で、議案に対する質疑を終結し、次の日程に進みます。

日程第6 討論・採決

議 長 次の日程は、討論・採決であります。

それでは、議案第92号、損害賠償等請求事件の判決受入れとその執行方法に関する調停申立てについて、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第92号、損害賠償等請求事件の判決受入れとその執行方法に関する調停申立てについて、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第 9 2 号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上をもちまして、第 4 1 9 回福崎町議会臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて第 4 1 9 回福崎町議会臨時会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、第 4 1 9 回福崎町議会臨時会は、これにて閉会することに決定をいたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、臨時会が招集されましたところ、ご参集を賜り、町長から提案のありました議案に対し、慎重審議の上、適正妥当なる結論づけをいただきまして、まことにありがとうございました。また、議事の運営につきましても格別のご協力をいただき、心から厚くお礼申し上げます。

歳末ご多忙の折、皆様におかれましては、健康に十分ご留意されまして、ますますのご精励とご活躍をご祈念申し上げまして閉会のごあいさつといたします。

最後に、町長からごあいさつをいただきます。

町 長 今議会を閉会するに当たって、一言お礼を申し上げます。

年末大変お忙しい中、このようにご参集をいただきまして、ありがとうございました。

いろいろな質問の中にありましたように、町にも多くの責任があるわけございまして、そういったことを踏まえまして今回の判決が下されてまいりました。その判決を真摯に受けとめて、これからは相手方と誠意をもって話し合いを進めさせていただきたいと考えております。

年末何かとお忙しいと思いますが、体には十分お気をつけられて、いい新年を迎えられますように心から祈念をし、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

議 長 これにて閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでした。

閉会 午後 2 時 4 7 分

上記会議録は、書記の作成したものであるが、内容の正確を証するため署名する。

平成 20 年 12 月 25 日

福崎町議会議長 宇 崎 壽 幸

福崎町議会議員 難 波 靖 通

福崎町議会議員 松 岡 秀 人